

第1条（会員）

本人会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社をグンゼタウンセンターつかしん（グンゼ開発株式会社、以下「つかしん」という）とします。

第3条（カードショッピングの利用額の支払方法）

セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店（つかしん及びつかしんと特約している加盟店）において指定できる支払方法は、一括払い・ボーナス一括払い・均等分割払い・リボルビング払いです。

第4条（仮カード）

- (1) 本条は、つかしん及び会社が、つかしん及びつかしんと特約している加盟店においてカードショッピング利用する会員の利便性向上のために発行する仮カードの貸与を受けた会員に適用します。
- (2) 仮カードの貸与を受けた会員は、当該仮カードの利用分についても会員が支払いの責を負い、またセディナCFカード会員規約が適用されます。

第5条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 本特約を変更する場合は、会社はあらかじめ本人会員に変更事項を通知し、本人会員は家族会員に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容を通知、又は新会員特約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後1週間経過し、異議等の申し出がないときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号